

令和8年9月

お客さま 各位

淡陽信用組合

手数料の新設・改定のお知らせ

平素は淡陽信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当組合は、下記のとおり手数料を新設・改定させていただくことになりましたのでお知らせします。今後より一層サービスの向上に努めてまいりますので、お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設・改定日 令和8年12月1日（火）

2. 新設する手数料

既経過利息計算書発行手数料 (1枚につき)

項目	手数料
既経過利息計算書	1,100 円

(ご注意事項)

※ 郵送による交付の場合は、上記手数料に 660 円を加算させていただきます。

3. 改定する手数料

(1) 証書貸付の繰上返済手数料

返済内容			手数料（現行）	手数料（改定後）
一部繰上返済			都度 5,500 円	都度 5,500 円
全額繰上返済	返済額	500 万円以下	無料	無料
		500 万円超 1,000 万円以下	11,000 円	11,000 円
		1,000 万円超 5,000 万円以下	33,000 円	33,000 円
		5,000 万円超 1 億円以下	55,000 円	55,000 円
		1 億円超（追加）		88,000 円

(ご注意事項)

- 住宅ローンについては、別途定める「住宅ローンの繰上返済手数料」を適用します。
- 証書貸付商品の種類等により手数料をいただかない場合もあります。

(2) 硬貨精査手数料

(1 回につき)

お取扱枚数	手数料（現行）	手数料（改定後）
1 枚～500 枚	1 日 1 回まで無料/2 回目以降は 550 円	1 日 1 回まで無料/2 回目以降は 550 円
501 枚～1,000 枚	550 円	1,100 円
1,001 枚以上	500 枚毎に 550 円を加算	500 枚毎に 550 円を加算

(ご注意事項)

1. 硬貨精査手数料とは、硬貨によるご入金や振込・税金納付等の際に、お取扱枚数に応じていただく手数料のことをいいます。
2. 500 枚毎とは 500 枚未満を含みます。
3. 同時に複数口に分けてお取引される場合は、合算したお取扱枚数に応じた手数料をいただきます。
4. 硬貨のご入金と同時にご入金額と同額のご出金をされる場合は両替とみなし、両替手数料の算出方法で手数料を計算させていただきます。
5. 算定後にお手続きを取り止める場合も手数料をいただきます。
6. 義援金、寄付金、募金を目的とする振込等の場合は無料とさせていただきます。

(3) 郵送手数料

郵送による交付の際に郵送手数料(660円)が必要となる各種証明書等の種類を追加させていただきます。

【追加する証明書等】

項目
既経過利息計算書
融資証明書
融資残高証明書
支払利息証明書
預金残高証明書
各種証明書（上記以外）

以 上